

宇和島市監査委員公表第12号

定期監査結果の公表について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和7年12月10日

宇和島市監査委員 山田 喜昭

宇和島市監査委員 三曳 重郎

令和7年度（第2回）定期監査結果報告

1. 監査の対象及び期間

監査対象	対象期間	実施期間
市民環境部税務課	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	令和7年11月1日から 令和7年11月26日まで
市民環境部市民課	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	令和7年11月1日から 令和7年11月26日まで
市民環境部生活環境課	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	令和7年11月1日から 令和7年11月26日まで

2. 監査を行った委員

山田 喜昭
三曳 重郎

3. 監査の方法

宇和島市監査基準に準拠し、令和6年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにして、その組織及び運営の合理化に努めているかを主眼に、関係書類の検査、照合及び関係職員から説明を聴取する等の方法により監査を実施した。

4. 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、おおむね適正に行われていたが、次のとおり一部に改善等を要する事項が認められたので、適切な措置を講じよう求める。

なお、軽微な事項については、監査講評等において速やかに改善を図るよう指導しているので、記載は省略した。

（1）市民環境部税務課

物価高騰対応重点支援給付金振込手数料等の単価契約において、事務処理要領に基づく書類が作成されていない。当該契約の手続きについては、契約ライブラリ等を参考に必要書類を作成し、宇和島市事務決裁規程に基づく決裁を受ける等、適切な事務処理をされたい。

（2）市民環境部市民課

防犯灯管理補助金の実績報告書において、防犯灯の数量及び電気料の支払実績額が確認できないので、領収書等の確認をするなど、適切な事務処理をされたい。

防犯灯管理補助金及び婦人交通指導員助成金については、交付決定額の全額を概算払しているものであり、会計規則による概算払金の精算については、支払確定後に精算処理をして、証拠書類を添えて会計管理者に報告することとしている（会計規則第55条第1項・第2項）が、その処理がされていない。会計規則に基づき適切な事務処理をされた

い。

地域づくり団体活動補助金については、補助金交付要綱により人件費を補助対象としており、申請団体の会員に対する人件費についても補助対象経費としている。これは、市民の自主的な地域づくりに資する活動を支援するという当該補助金の趣旨にそぐわないと思料される。また、補助対象経費により得られる売上金及び参加費等について、補助対象経費から控除せず補助金額が算定されているものがあり、この扱いも適当とはいえない。以上の指摘を踏まえ、宇和島市補助金等交付基準に基づき、当該補助制度の改善の検討を行っていただきたい。

（3）市民環境部生活環境課

海ごみ清掃イベント助成金については、使途の制約がなく、支出の報告も必要ない制度となっているため、助成金が何に使われているかわからないものとなっている。助成金の公益性及び透明性を確保するため、宇和島市補助金等交付規則及び宇和島市補助金等交付基準に基づき、助成対象経費を明確にするとともに、使途がわかる収支報告書の提出を求める等、助成金の適正な執行の確保を検討していただきたい。